



## 公開セミナー「国際学の憲法講座」報告

高原 孝生

2007年度は3回にわたって、公開セミナー「国際学の憲法講座」を行ったので、報告する。内容の文責は、高原にある。

第一回は、6月29日、フェリス女学院大学の常岡（乗本）せつ子教授を講師として招き、「私たちが憲法について知らなくてはいけないのはなぜ？」と題した講演をしていただいた。

常岡（乗本）教授は、まず2005年9月11日の衆院選挙により、与党が憲法改正を発議できる議席数を確保したと言われていることの意味を検討すべきだと強調した。1947年に施行された日本国憲法は、その第96条が定めるところによれば、「改正は、各議院の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」。すなわち、衆議院だけではなく、参議院での3分の2以上の賛成も、そこでは必要とされていると読める。ところが、憲法第59条は、その第2項で「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる」としている。この規定を憲法改正にも適用することが妥当であるかどうか、そこで既に争う余地があるのだという。

漠然としたムードに乗せられて、マスコミが流す情報だけで、ものごとを判断してはいけない。憲法について、正しい知識を持たなくてはならない。小泉首相以来、憲法の理念を軽んじ、ときにそれを揶揄するような発言が政権担当者に見られるようになった。それは、9/11の事件以降、政府が自衛隊を米軍に協力させようとするにあたり常に憲法が妨げになっているという現実を、背景にしている。世界とりわけ米国に対して、肩身が狭い、というのである。

しかし、憲法が交戦権を否認し、武力行使を許さないということを、政府は対外的に前面に出そうとしない。湾岸戦争の時にボストン大学で教えていたときの経験から言って、憲法による制約をきちんと説明すれば、日本の非軍事アプローチは、よく理解される。冷戦の開始後、米国と共に日本の保守政権は、憲法の平和条項を邪魔もの扱いしてきたが、それは時代ごとの国民の感情と意識に反していた。

安倍政権は改憲を政策として掲げて登場した初の政権である。6月に入って、憲法改正を視野に入れた国民投票法が強行採決され成立したが、教員の発言の自由を制限していたり、成立のための最低投票率を定めていなかったりと、非常に問題が多い内容である。国民投票は一見、民主的でよい制度のように思われるが、歴史的には、法律で許された範囲を超えた権力を手にしたい権力者によって、都合のよいように利用されてきた。フランス憲法学でいう、レファレンダムとプレシットの違いであり、後者は第三共和政の憲法では全く否定されていたのである。

われわれ一人一人が、選択を強いられるときが来るかもしれない。大事なのは自分の頭で、本当に改正が必要なのかを考え、棄権しないことだ。学問が果たすべき役割は大きい。今こそ、憲法とは何だったのか、なぜ平和主義が掲げられているのかを、原点に戻って捉え直さなくてはならない。

そもそも憲法とは、国の統治の基本的なあり方を定めている法規範であって、その社会がどういうものであるべきかを示しているものである。日本国憲法の場合、それを示しているのは、例えば第13条である。一人一人の人間がかけがえのない個人として尊重されなくてはならない、という価値観が、そこでは明瞭にうたわれている。

その理念と現実との間には、不可避免的にギャップがある。人殺しはいけない、という規範と、実際に殺人事件が起こる現実との間に、落差があることと同じである。現実がそうなだから、規範を放棄してよい、ということにはならず、その落差ゆえにこそ、むしろ規範がいつそう大事になるのである。憲法の理念が「理想主義的」であるのは、当然なのだ。

憲法の果たすもう一つの大事な機能は、歴史的にも確認される。それは、暴走してしまいがちな強大な国家権力に制約をかけ、一定の枠の中にとどめることである。まさにそれは上述の個人の尊厳を、権力が冒さないようにするために必要となる。これが近代立憲主義である。法律は国会で作られ国民を縛るもので、その歴史は紀元前にまでさかのぼる。だが、憲法は法律と根本的に異なり、国家を縛るもので、まだ300年くらいの歴史しかない。個人の尊厳という価値を公に認め、私たちの日々の生活を根底から守るものなのだ。

国家に戦争という政策手段を許さないのが、日本国憲法の平和主義であり、それは上のような文脈で、とらえなおされなくてはならない。戦争は、個人の尊厳を踏みじめるからこそ、否定されなくてはならなかったのである。これを「押しつけ憲法」というのは、あたらない。GHQが作った憲法草案は、日本国内の憲法研究会の案を相当に取り入れたものだった。当時の政府からすれば、押しつけられたと感じたかもしれないが、そこでの基本的な対立は、国民の声を聞かなかった日本政府と、国民の声を反映しようとしたGHQとの間のものだった。当時の国民が平和条項を押しつけたと受けとらなかったことは、多くの人によって語られている。

常岡（乗本）教授は大意、以上のような講演を行った。

夏休みを挟んで、10月12日に開かれた公開セミナーでは、神奈川大学法科大学院の阿部浩己教授が、「『人権』から考える：これからの地球社会と日本国憲法」と題して、講演した。

常岡（乗本）教授が、憲法学の立場から日本国憲法を正面から擁護したのに対し、阿部教授は、国際法と憲法とは、法の精神という点で一貫していると指摘し、専攻の国際人権法の観点から、地球が一つの社会となっている現実を直視するときこそ浮き彫りになるような日本国憲法の今日的意義を、次のように論じた。

安倍首相の退陣後に案件となっていた「テロ特措法」の延長問題を考えるにあたっては、そもそもアフガニスタンでの軍事作戦がどのような性質のものかを知る必要がある。9/11の事件の後、2001年10月、米国は「自衛権の行使」と主張してアフガニスタン爆撃を開始したが、2002年の夏にはアフガニスタンには新政権が成立しており、そこでの米国の武力行使は、この新政府の要請を受けて行っているものであって、もはや自衛権ではありえない。したがって、これを支える日本政府の行動は、集団的自衛権でさえ、ないようなものである。

米軍のアフガニスタンでの作戦によって、大規模な人権侵害が起きていることを、世界の人権NGOは問題にしてきた。一般住民を殺戮し、監禁し、捕虜の虐待、拷問が続けられているという現実を見



るとき、燃料の補給についてのみ問題にしているのは、いかにもピント外れである。米軍は「テロリストの撲滅のため」というが、しかし「テロリスト」とは誰のことか。なぜその人たちと米国は敵対関係に入っているのか。アフガニスタンでの武力行使の実態はどうなっており、目的は何なのか。それを支えている考え方が、「彼ら」と「守られるべき私たち」との二分法であるなら、それは日本国内でも広がってきつつあるのではないか。

17世紀半ばに欧州に出現し、19世紀にその姿を整えた近代国際法は、もともと戦争を紛争解決の方法としてビルドインしており、植民地支配を容認するものでもあった。しかし、20世紀という戦争と難民の世紀を通じて、暴力を認めない新しい流れが生じた。それまで当然のように存在した戦争、植民地、人種差別が禁じられたのは、ごく最近のことである。核兵器も、禁止に限りなく近くなってきていると言える。人間の尊厳を国境を超えて守るという国際人権保障のシステムが次第にできあがりつつある。1948年の世界人権宣言以来の主要9条約と言われるものに加え、今日もそのシステムの構築が進められている。文化・文明の多元性を認めること、絶対的な価値を押しつけるような従来の植民地主義への批判が、その基盤となっている。

それは戦乱が絶えず、差別が横行するという、きびしい現実があるからこそである。法には、現実の反作用という側面がある。現実が醜いものであるなら、法は美しくならなくてははいけない。法が現実を変えるための力となるために、めざすべき規範として掲げられることが必要だからである。

日本国憲法はこの流れの中で成立した。戦争を違法化するという重要なステップを経たものの、自衛と集団安全保障という最後の段階では武力に依拠するのが、1945年の国連憲章である。だが国連憲章の起草と採択の後、日本国憲法の成立との間にあったのは、原爆投下という究極の暴力である。原爆を体験してこそ、例外を許さずあらゆる武力行使を禁ずる日本国憲法が、生まれたのだと言ってよい。

憲法の背景にあるのは、侵略の苦い反省と、おそろしい戦争被害、なにかなく原爆と空襲の体験である。前文が示しているのは従来の不信の文化を乗り越えようという、はっきりした方向性を持った姿勢であり、それしか戦争を克服する道はないという覚悟である。このことを理解するには、それ以前の歴史と当時の日本人の感覚を知ることが不可欠である。

9/11の事件に対して米国の政権がとった対応は、あたかも世界を、むきだしの力が支配していた19世紀に戻そうとするかのようなものだった。懸念される流れの一例は、拷問の容認傾向である。1985年の拷問禁止条約によって完全に否定されたはずの拷問を、テロリストを例外として認めるという判決が2002年にカナダで下され、当時、一部の研究者の間でも受容されたという事実がある。また近年の出入国管理の差別的適用や難民に対する制限などは、自由に移動をゆるされる特権的な人々の増加と対をなしており、「グローバルアパルトヘイト」とでもいうべき実態を呈している。

今日、そうした先祖返り状況からの回復が、世界的にはかられつつある。9/11の事件後数年間は、ある意味で狂った時代だったのであり、そこからの回帰が必要だという認識が共有されつつある。不信・排除・封じ込め・監視ではなく、信頼・包摂・共生・寛容が追求されなくてはならない。世界の潮流と国内の政策は、国際人権法によってつながっている。1985年の日本の女性差別撤廃条約への署名・批准、1999年の人種差別撤廃条約への加入は、国内でこそ真剣に受け止められなくてはならない。何よりも重要なのは、19世紀的な安全保障観への先祖返りを許さないことである。21世紀の

戦争の破壊力は、かつての比ではないからだ。安倍首相の退陣によって今「ようやく頭を冷やして考えられるようになった」のだとしたら、この機会を生かしたい。日本国憲法は、今日の地球社会の現実が要請する規範を先取りしていたのであり、国際人権法が求めているものに合致している。それを今われわれがどう評価するかは、今後の地球社会をどのような方向に持って行きたいのかという、問題の広がりや展望の中で考えられなくてはならない。

公開セミナーの3回目は12月7日、フェリス女学院大学の横山正樹教授を招いて行われた。横山教授は「生存（サブシステム）重視の平和学からみた日本国憲法」と題して講演を行った。

阿部教授は上述のように、国際人権法の立場から、平和に生きる権利、人権、という軸で考えたとき、憲法が地球社会のあり方につながっていることを強調したが、横山教授は「生存（サブシステム）」という概念を紹介し、その観点から再評価されるべき日本国憲法の特徴を指摘した。

「生存（サブシステム）」概念は、開発主義や近代世界システムを問い直すフェミニズム・エコロジー運動・平和学などが、地球環境の持続性破壊とグローバル化への、対抗概念として採用するようになっているものである。そうした用語法の先駆者はイヴァン・イリイチで、イリイチはその著書『シャドウ・ワーク』（1981）他で、サブシステムを、市場経済に依存せず、それぞれの地域に根ざした「人間生活の自立と自存」として、これに積極的な意味を与えた。そして、地球大に進行する開発（development）を「サブシステムに対して仕掛けられた戦争」と批判した。マリア・ミースらドイツのフェミニストたちは、イリイチの基本的視座を受け継いで、資本主義的、家父長的なグローバル経済へのオルタナティブとして「サブシステム・パースペクティブ」を掲げてきた。こうした流れを受けて横山教授は、サブシステムを、暴力の克服をめざす平和学にとって重要な概念であるにとらえ、「個人と集団がその本来性（潜在的実現可能性）をまっとうし、さらに人類として永続しうるための諸条件のすべて」と定義し直して、人間と自然生態系との関係および社会関係のすべてから暴力をなくしていく「サブシステム志向」を提唱する。

その観点から見れば、日本国憲法の前文に表れている思想は、人権・平等・国際主義を標榜する積極的な平和主義であると共に、安全と生存の保持を重視するサブシステム志向を、その特徴としていえると考えられる。

第一に、平和を現実的に考えるなら、「戦後62年間続いた『平和』な現状が危機に直面している」という認識ではなく、今日の世界が陥っている暴力の蔓延する事態からどうすれば少しでも抜け出すことができるのか、そのためにわれわれにどのような貢献ができるのかを、考えなくてはならない。そうした努力を続ける国際社会において、名誉ある地位を占めたいのだと、憲法前文は規定している。日本国憲法の平和主義は、受け身の消極的なものではなく、現実の暴力の克服をめざす変革的・積極的な平和主義であることが、再認識されるべきである。

今日、武力紛争が資源の存在する発展途上地域に集中しており、軍事力による介入が「力」の論理の支配と「報復」の連鎖を招いている。そうした世界の状況を、現実即して理解することから始めなくてはならない。その際、そうした状況を変えようと働きかける市民社会の対抗的な動きと実力も、現実に影響力を及ぼしている主体として、見落とすべきではない。現在、日本のマスメディアでは、憲法の平和条項を積極的に取り上げること自体が「政治的」として自制される傾向にあり、今



日の世界の窮状に若者や市民が関わる際に憲法が言及されることが少ないのは残念である。日本国憲法の積極的平和主義の意義を、われわれは正当に評価すべきである。

第二に、再評価すべきは、日本国憲法のサブシステム志向である。1949年1月、米国大統領トルーマンはいわゆる「ポイント・フォー」演説において、旧植民地諸国を初めて「低開発」と規定し、米企業の投資や開発援助の促進を訴えた。当時は冷戦下であり、社会主義諸国との経済開発競争が意識されていた。演説では「開発」が最も重要で達成可能な政策目標であると位置づけられ、「開発主義」と呼ぶべきイデオロギーは、その後、多くの諸国で、国民を動員する上で一定の効果を持った。しかし、開発が現場住民の生存・生活環境の破壊を伴って推進されてきたという側面は、内外の歴史をみれば否定できない。今日の課題の一つは、この「開発パラダイム」からの脱却である。「ポイント・フォー」以前に成立した日本国憲法は、それから自由であるという特徴を有する。自然生態系と社会関係を破壊せず、変化を非暴力的に進めることが求められている今日、その点をあらためて再評価する必要がある。

横山教授は大要、以上のようなユニークな視角から、憲法論をくりひろげ、横浜市内の大学人ネットワークを背景とした三回にわたる公開セミナー「国際学の憲法講座」は幕を閉じた。